

一般社団法人日本教育工学会 日本教育工学会研究報告集投稿規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本教育工学会（以下、本法人という）研究会委員会は、研究会委員会規程に基づき、教育工学に関わる研究発表と討論の場として、研究会を年4回実施し、その発表原稿を日本教育工学会研究報告集（以下、報告集という）として発行する。この規程は報告集に掲載する原稿の投稿に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(投稿の要件)

第2条 会員・非会員ともに発表原稿を投稿できる。ただし、第一著者として投稿できる発表原稿は1回の研究会につき1本までとする。

(書式)

第3条 発表を行うものは、研究会委員会が定める書式に従って発表原稿を執筆し、十分に推敲された発表原稿を期日までに投稿する。投稿手順の詳細は本法人ホームページに記載する。発表原稿は、4～8枚とする。

1 発表原稿は、研究会委員会が書式の確認を行う。書式が守られていない等の問題がある場合、研究会委員会は修正依頼および発表延期依頼を行うことがある。

(不正行為の禁止等)

第4条 発表原稿の内容について、二重投稿、データのねつ造や改ざん、他の論文の盗用、自己剽窃等の不正行為があってはならない。不正行為の詳細については、本法人の日本教育工学会論文誌投稿規程を参照すること。また、他者の人格、人権を尊重したものでなければならない。そのほか、写真等図版を掲載する場合は著作権や肖像権の侵害等がないよう著者が権利者や被写体から投稿前に報告集への掲載許可を得ておくものとする。

(著作権の扱い)

第5条 発表原稿の著作権は著者に帰属する。ただし、発表原稿について、本法人による学術教育目的での利用（本法人ホームページ や J-STAGE 等のインターネットによる公衆送信、出版物への掲載、複写しての配布等を含む）を、著者は無条件で許諾するものとする。もし発表原稿について、他者の著作権侵害や名誉を害する等の理由で提訴や紛争が生じた場合には、著者が責任を負い対処するものとする。また、このような事案への対処や著者からの申し出により、もし本法人が発表原稿に関わる修正や掲載取りやめ等の作業をする場合には、その諸費用は著者が負担することとする。これらのことについて、著者は発表原稿の投稿によって同意したものとする。なお、複数の著者がいる場合、原稿を投稿した代表者が、これらについて著者全員から同意を得たことを保証すること。

(規程の改定)

第6条 本規程の改定は、理事会承認を得て行う。

附則

この規程は、本法人の設立の登記の日に遡って施行する。